

東大阪市立市民広場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市立市民広場条例施行規則の一部を改正する規則

東大阪市立市民広場条例施行規則（令和 2 年東大阪市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(使用許可の申請等) 第 3 条 （略） 2 使用許可を受けようとする者は、東大阪市立市民広場使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。<u>申請した事項の変更（市長が定める変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。</u> 3 <u>前項前段の規定による</u>申請をすることができる期間は、別表のとおりとする。<u>ただし、第 6 条第 1 項に規定する事業若しくは指定管理者の自らの事業であつて、市長が特に必要と認める大会等又はその他市長が定める大会等を行う場合は、この限りでない。</u> 4 指定管理者は、使用許可を行ったときは、東大阪市立市民広場使用許可書を交付する。	(使用許可の申請等) 第 3 条 （略） 2 使用許可を受けようとする者は、東大阪市立市民広場使用許可申請書<u>（様式第 1）</u>を指定管理者に提出しなければならない。 3 <u>前項に規定する</u>申請をすることができる期間は、別表のとおりとする。 4 <u>前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた大会事業等を行うときの第 2 項に規定する申請は、前項に規定する受付期間の開始日前においても行うことができる。</u> 5 指定管理者は、使用許可を行ったときは、東大阪市立市民広場使用許可書<u>（様式第 2）</u>を交付する。 6 <u>第 2 項及び前項の規定にかかわらず、東大阪市スポーツ施設情報システムを利用したときは、市民広場を使用しようとする者は第 2 項に規定する使用許可申請書の提出を、指定管理者は前項に規定する使用許可書の交付をそれぞれ</u>

(使用許可に係る抽選申込等の制限)

第3条の2 使用許可に係る抽選の申込みをすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内在住者、市内在学者又は市内在勤者

(2) 法人である団体にあつては、その事務所等の所在地が市内にあるもの

(3) 法人でない団体にあつては、その事務所等の所在地が市内にあるもの又はその代表者その他の責任者が市内在住者、市内在学者若しくは市内在勤者であるもの

2 指定管理者は、市長の承認を得て、使用許可に係る抽選の申込回数及び先着順による使用許可の申請回数について制限することができる。

第4条 (略)

第5条 (略)

(市外加算対象団体)

第5条の2 条例別表備考1の規則で定める場合は、法人である団体にあつてはその事務所等の所在地が市外にある場合とし、法人でない団体にあつてはその事務所等の所在地が市外にあり、かつ、その代表者その他の責任者が市内在住者、市内在学者又は市内在勤者以外の者である場合とする。

(使用料の免除)

第6条 条例第7条の規定により使用料を免除することができる場合は、本市又は本市の機関が主催する事業のために使用する場合とする。

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、東大阪市立市民広場使用料免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(使用料の還付)

れ省略することができる。

第4条 (略)

第5条 (略)

(使用料の免除)

第6条 条例第7条の規定により使用料を免除することができる場合は、市又は市の機関が主催する事業のために使用する場合とする。

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、東大阪市立市民広場使用料免除申請書(様式第3)を指定管理者に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 第5条の規定による届出を<u>使用の日</u>(以下「<u>使用日</u>」という。)前7日までにを行った場合 5割に相当する額 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、東大阪市立市民広場使用料還付請求書に<u>第3条第4項</u>に規定する使用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。 <u>(使用許可の申請等の特例)</u> <u>第7条の2 使用許可の申請等の手続は、第3条第2項前段及び第4項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子情報処理組織を用いて行うことができる。</u> <u>2 前項の規定により電子情報処理組織を用いて使用許可を受けた者に係る前条第2項の規定の適用については、同項中「に第3条第4項に規定する使用許可書を添えて指定管理者」とあるのは、「を指定管理者」とする。</u> (工作物等設置の許可申請) 第8条 使用者は、条例第10条第2項の規定による許可を受けようとするときは、東大阪市立市民広場工作物等設置許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。	第7条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 第5条の規定による届出を<u>使用日前7日</u>までにを行った場合 5割に相当する額 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、東大阪市立市民広場使用料還付請求書<u>(様式第4)</u>に<u>第3条第5項</u>に規定する使用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。 (工作物等設置の許可申請) 第8条 使用者は、条例第10条第2項の規定による許可を受けようとするときは、東大阪市立市民広場工作物等設置許可申請書<u>(様式第5)</u>を指定管理者に提出しなければならない。
--	--

別表市民広場の項中「11日」を「7日」に、「12日」を「8日」に、「13日から19日まで」を「9日から14日まで」に、「13日から使用日の前日まで」を「15日から使用日(電子情報処理組織を用いて申請を行う場合は、使用日の前日)まで」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 電子情報処理組織を用いない場合において、この表に定める期間の初日が休場日に当たるときは、当該期間は当該休場日後の直近の休場日でない日から開始するも

のとし、この表に定める期間の末日が休場日に当たるときは、当該期間は当該休場日前の直近の休場日でない日に終了するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、抽選申込受付期間、抽選日、当選者使用許可申請受付期間及び先着順使用許可申請受付期間を変更することができる。

様式第 1 から様式第 5 までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市立市民広場条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の市民広場の使用について適用し、施行日前の市民広場の使用については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後の市民広場の使用に係る手続については、施行日前においても、新規則の規定の例により行うものとする。